

沖縄県版

週休2日の「現場一斉閉所日の試行」実施要領

1. 目的

建設産業での働き方改革推進の一環として取り組んでいる「週休2日」の更なる意識向上を図るため、沖縄県内における発注機関と受注者が一体となり、「現場一斉閉所日の試行」を実施する。

2. 対象工事

○対象工事は、令和2年4月1日以降に予算執行伺いの決裁を行う工事、及び発注済み工事で試行を希望する工事とする。(港湾空港及び営繕工事は除く)

3. 現場一斉閉所の実施日

○毎月 第4土日曜日

4. 実施方法

- 当初受発注者間協議の際、現場一斉閉所日の試行実施に関する工程調整を行う。
なお、特別な事情により、第4土日曜日に設定出来ない場合は受発注者間で協議の上、別途土日曜日に実施でも可とする。
- 現場一斉閉所予定日に災害対応等を行った場合は、現場一斉閉所の対象外とする。
- 未実施工事における罰則規定等は無しとする。
- 令和2年4月1日以降に予算執行伺いの決裁を行う工事のうち、全工期(工事着手日から工事完成日までの期間)を通して現場一斉閉所(4週6休以上)を実施した工事については、別途事務連絡に基づき、「週休2日実施証明書」を発行する。
当該証明書は、その後発注される工事での総合評価方式入札契約手続きにおいて、加点評価の対象とする。

5. その他

- 技術管理課より提供する現場一斉閉所日に関するポスター・チラシデータを各事務所にて工事受注業者へ配布し、各工事現場等にて周知を図る。

(参考) 現場一斉閉所日の試行に関するQ&A

Q 1. 現場一斉閉所日を予定した土日に急遽、災害対応等で閉所できなかった場合は？

A 1. 対象外とする。(H30.9.25付土技第801号「週休2日試行工事の実施要領の改訂について」の対象期間の考え方「発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間(受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など)は含まない。」に準じる)

Q 2. 極端な話、特別な事情があれば一斉閉所日を毎月変更してもよいのか。

A 2. 特別な事情があり主任監督員が認めるのであれば、別土日曜日の実施でも可。但し、全県で取り組むことも考慮し可能な限り第4土日の実施が望ましい。

Q 3. 発注済み工事で試行を希望した場合、週休2日実施証明書の対象となるのか。

A 3. 週休2日実施証明書の対象は令和2年4月1日以降に予算執行伺いの決裁を行う工事であるため、証明書の対象とはならない。